

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	都市計画施設内等の建築許可	
根拠法令・条項	都市計画法第53条第1項	
所管課	建築安全課	
審査基準	<p>都市計画法第54条 都道府県知事は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築が都市計画施設若しくは市街地再開発事業に関する都市計画に適合し、又は当該建築物が次に関する要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除却することができるものであると認めるときは、その許可をしなければならない。</p> <p>1 階数が二以下で、かつ、地下を有しないこと。</p> <p>2 主要構造部（建築基準法第2条第5項に定める主要構造部をいう）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>（三階建ての場合は別に定める。）</p> <p>都市計画施設の区域及び市街地再開発事業の施行区域における建築許可に関する取扱要綱</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日
	標準処理期間を設定できない理由	